

# 相続救急110番

「相続難民」にならないために

発行：司法書士法人 ABC

ABC 司法書士法人ABC  
ABCアプライアンス Judicial Science Office

〒540-6591  
大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号  
OMMビル15階  
TEL:06-6232-8797 FAX:06-6232-8798  
http://www.abc-jsc.com/

2015年1月の相続税法改正を前後して、「相続」の話題が報道などで取り上げられることが多くなりました。司法書士法人ABC発行のニュースレター『相続救急110番』では、一般人が知らない「相続」にまつわる落とし穴やリスクに関する知識などを、時事問題に絡めたり、実際の事例などを交えたりしながら、分かりやすく解説していきます。



司法書士法人ABC代表司法書士  
樺葉 基史

## 特集

# 「18歳になった君たちへ」

いよいよ目前に控えた「18歳選挙権」施行を前に、法律の専門家から18歳になった皆さんをはじめ、若い世代の皆さんにメッセージをお届けします。

### ● 選挙権、その意味は？

選挙権が与えられたということは、自分の一票を投じることで「政治に関わる」ことができるようになった、ということです。権利を行使できるようになり、それに伴う義務や責任も持つようになります。それはイコール、「社会人になった」「大人になった」という意味です。選挙権を行使するということは、具体的には投票を通じて政治家を選ぶということです。では、政治家は何をするのでしょうか？ 政治家は法律をつくる仕事をしています。つまり、「政治に関わる」とは、「法律をつくることに関わる」ということなのです。ですから、皆さんは法律についてもっと知る必要があります。

皆さんは法律についてどの程度の関心や意識をお持ちでしょうか？

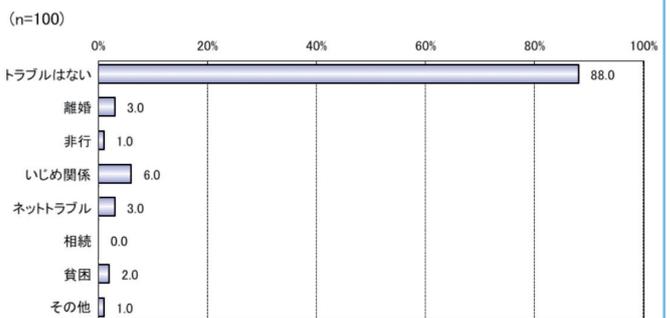
### ● 未成年者100人に「法律と相続」について聞く！

そこで今回、選挙権を与えられる皆さんと同じ未成年者100人（男女各50人）に「法律と相続」に関わる緊急アンケート（5問）を実施しました。

#### [Q1：法律に関するトラブル]

ほとんどがまだ社会人になっていないので法律に関

[Q1] あなたが経験した法律に関わるトラブルはありますか？  
(いくつでも)

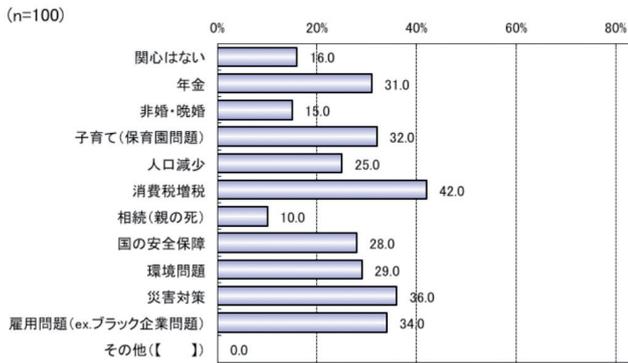


わるトラブルに遭遇したことはなく、学校など、身近な限られたコミュニティの中で起こるいじめなどの出来事がメインになっています。基本的には親の庇護のもとで暮らし、社会経験自体が少ないので当然の結果だといえます。

#### [Q2：社会問題への関心]

法律は社会の課題と密接な関係があります。そこで関心がある社会問題について尋ねたところ、自分が近い将来に必ず関わる、生活に密着した諸問題が軒並み

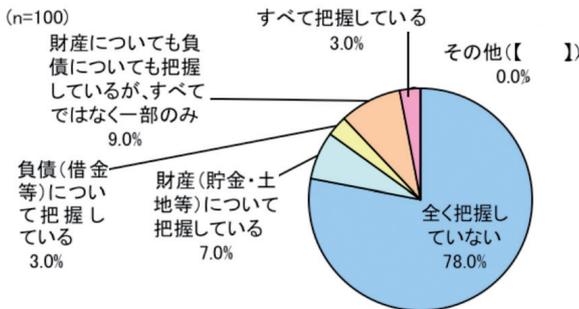
[Q2] あなたはどのような社会問題に関心がありますか？（いくつでも）



3割を超えました。長く続いた不景気を反映してか、「消費税増税（42%）」が4割を超え、先日の熊本・大分地震の影響もあってか、「災害対策（36%）」が続きました。

Q3「親の老後（介護）」、Q4「親の死」については別の機会に触れることにして、最後に私の専門分野である「相続」に関係の深いQ5「親の財産（借金）の把握」の結果を見てみましょう。

[Q5] あなたは親の財産や負債（借金等）についてどの程度把握していますか？（ひとつだけ）



[Q5：親の財産（借金）の把握]

意外と言っては失礼ですが、実に約4分の1のかたが財産を把握しているという実態が浮き彫りになりました。私の予想をかなり上回る結果となりました。

今、社会では借金などのマイナス財産を相続してしまう「負債相続」の問題が少なからず起こっていることをご存じでしょうか？

● **これだけは知っておきたい、  
「未成年者が相続問題に直面したとき」**

人が亡くなると相続はいやが応にも始まります。それは皆さんのような未成年のかたにおいても同様です。もし親が、自分が未成年の間に亡くなったとしたら、

親の財産や借金は相続人である未成年の子どもにも引き継がれることになります。

未成年者の場合、法律上（民法上）親の財産の受け取りや、相続放棄（借金を放棄する）などの手続きは単独で行うことは原則できません。したがって、片親が亡くなってもう片方の親が健在の場合は、健在である親が「法定代理人（親権者）」という立場で子どもの代わりに手続きを行うことになります。

例えば、親が借金を多額に残して亡くなってしまった場合はどうでしょうか。

借金を相続しなくていいようにするためには、家庭裁判所で「相続放棄」の手続きを取らなければいけません。この場合、通常健在である親が相続放棄をし、と同時に未成年の子どもも相続放棄手続きを行います（ただしケースによって異なる場合があります）。

法律は手続きの期限を原則「相続の開始を知った日から3カ月」としており、通常であれば親が亡くなったのを知った日からスタートします。そうすると、未成年の子どもの場合はその子が親の死亡を知った日からスタートすることになりますが、それでは手続きのできない未成年の子どもにとっては不利なルールになってしまいます。そのため、法律では法定代理人である親が「子のために相続が開始されたことを知った日」から3カ月以内に手続きを取ればよいということになっています。

両親ともに亡くなってしまった場合や、親が離婚して親権者側の親が亡くなった場合はどうなるのでしょうか？

この場合は子どもを代理できる人（親権者）がいないという状態になるため、その子どもために家庭裁判所で「未成年後見人」という人を決めてもらわないといけません。相続放棄手続きの期限は未成年後見人が決められた日から3カ月以内ということになります。したがって、未成年後見人が決まるまでの猶予が与えられています。

※ケースによって異なる場合があるため、できる限り相続に詳しい専門家に相談されることをお勧めいたします。

このように、相続に関しては未成年者という立場で法的にも守られている部分もありますが、今回選挙権が18歳から与えられたように、皆さんは「大人」の仲間入りをしていかないといけません。相続の問題一つをとってみても、法律は皆さんにとってとても身近な事柄であり、知識としてもよく知っておく必要があるものなのです。法律についてももしっかり勉強して社会に関わっていきましょう。

# 第1回 そもそも「相続」って何？

当法人の代表司法書士・椎葉基史は、業界に先駆け、いち早く、借金などのマイナス財産の相続を指す「負債相続」で困窮する人（＝「負債相続難民」）の救援に乗り出し、現在までに1500件以上の相談に対応してきました。このコーナーでは、「負債相続」についての基礎知識や具体的な事例を紹介します。

## 『負債相続』が相続の落とし穴になっている

そもそも「相続」とは何なのでしょう。相続というのは法律上、人が亡くなったときに必ず発生するものです。年間の死亡者数を表した統計資料では、平成26年の段階で127万人のかたが亡くなっていらっしゃいます。つまり、年間127万件的相続が発生しているということになります。厚生労働省の人口統計によると、これから20年先に掛けて、年間の死亡者数は増加するといわれています。20年後にはおよそ年間160万人を超えるという予測を立てています。

したがって、私は司法書士ですが、ほかには行政書士や弁護士、税理士、会計士などの専門家の中で、そして金融機関や保険業界、さらには不動産業界においても「相続対策」というものを声高にうたっており、相続対策が非常に盛り上がっているのが現状です。ただし、基本的にはプラスの財産に対してどうするかという対策がメインなのですが、果たして資産だけが相続の対象になるのでしょうか？

そもそも法律では、相続が発生するとプラスの財産も下りてきますが、借金も必ず下りてきます。これが日本の法制度です。負債もまた相続されるということです。この「負債相続」が相続問題の落とし穴になっているのです。

現状では、相続対策といわれているもののほとんどが、全てを引き継いだ上での遺産分割や遺言の対策が取られています。故人の残した財産を引き継ぐのか（当然この遺産には借金も含まれています）、放棄するのかを決めなければならないというのが相続者における法律の立場です。

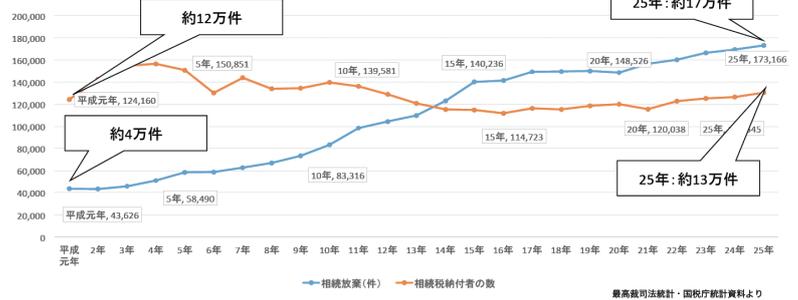
次に、負債相続に関わる具体的な数字を見ていきましょう。

グラフAは、平成元年から平成25年までの相続税を納付している人数と、相続放棄の件数を比較してい

●グラフA

日本の現状（相続税納付者と相続放棄件数）

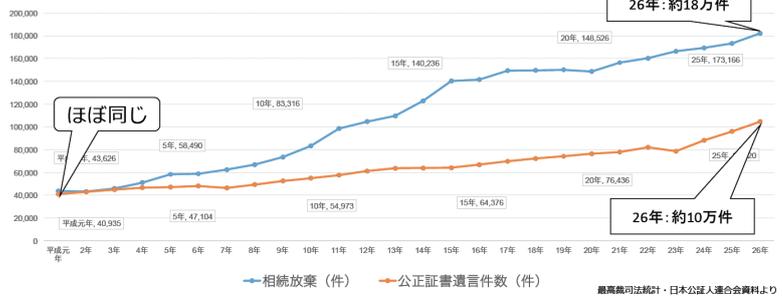
### 相続税より深刻な現状



●グラフB

日本の現状（相続放棄と遺言件数の対比）

### 遺言よりもはるかに相続放棄の手続きをとっている



るグラフです。

平成元年当初は相続税の納付者がおおよそ12万件、相続放棄がおおよそ4万件でした。その後バブル経済が崩壊、最新の統計では平成25年の段階で相続放棄はおおよそ4倍越えの17万件です。相続税の納付者に関しては、ほぼ同じ数をたどっているという状況です。相続税に関しては昨年法律が改正されましたので、増加が予想されています。相続放棄に関しては何ら制度改正もない状況ですが、4倍以上も増えているという状況です。このことから相続放棄がいかに多いかが分かります。

グラフBは、公証役場で取られている公正証書遺言の年間件数と相続放棄の件数を比較したものです。平成元年当初は遺言書の作成件数と相続放棄の件数はお

よそ4万件であり、数字はほぼ同じでした。その後は相続放棄のほうが圧倒的に多くなっています。平成26年のデータでは18万件的相続放棄の手続きが取られています。

最近は、「遺言」が相続対策として声高に叫ばれていますが、それでも年間10万件程度しか手続きは取られていないのが現状です。このことは、表に現れていないにもかかわらず、陰で相続放棄の手続きを取っていらっしゃる方が多くいらっしゃるということを示しているのです。

グラフCは、家庭裁判所に申し立てられている年間の件数をジャンル別に割合で表したものです。驚くべ

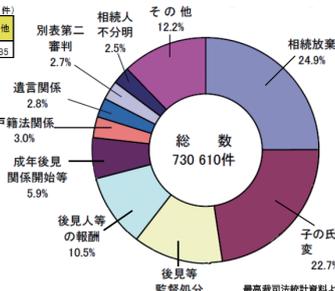
### ●グラフC

#### 日本の現状（家事事件の事件別件数）

#### 家事事件のおよそ4分の1を相続放棄が占めている現状

種別	件数	割合
相続放棄	182,089	24.9%
子の氏の変更	165,895	22.7%
後見等の監督処分	93,858	12.8%
後見人の報酬	76,420	10.5%
戸籍法関係	42,973	5.9%
遺言関係	22,048	3.0%
別表第二審判	20,154	2.8%
相続人不明	20,041	2.7%
その他	18,447	2.5%
その他	88,883	12.2%
<b>総数</b>	<b>730,610</b>	

夫婦の問題や少年の事件よりも  
相続放棄の件数が多い



きことは、家庭裁判所で取られている手続きの中におけるおよそ4分の1が相続放棄の手続きであるという事実です。これを見てもいかに相続放棄の手続きが多く取られているかということが分かります。

私は日々、「負債相続」の現場でご相談を受けている立場ですが、このような現状に対して、専門家がいかに関わっていないかということを実感しています。本来ならば、相続放棄を取るべきなのに、取らずにそのままにしているという方がたくさんいらっしゃると私は感じています。（次号に続く）



## INFORMATION

### セミナー・相談会開催情報

#### ● 借金と相続対策

日時：2016年6月8日（水）  
18:30～20:40  
会場：AP 高田馬場 NPO 法人相続アドバイザー協議会本部内（東京）  
講師：椎葉基史  
主催：NPO 法人相続アドバイザー協議会

#### ● 連帯保証の問題と負債相続の実務 ～相続放棄、限定承認を中心として～

日時：6月11日（土）  
10:00～13:00（30分前受付開始）  
会場：TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター 8F  
バンケット A（東京）  
講師：椎葉基史  
主催：株式会社シャフト

#### ● 負債相続の実務

日時：7月21日（木）  
13:30～16:30（30分前受付開始）  
会場：TAP 高田馬場  
講師：椎葉基史  
主催：株式会社東京アプレイザル

#### ● 借金と相続対策 ～相続放棄、限定承認を中心として～

日時：7月21日（木） 18:00～20:00  
会場：中央大学 駿河台記念館 620号室（東京）  
講師：椎葉基史  
主催：一般社団法人日本相続学会

セミナー・相談会の詳細については下記までお問い合わせください。  
東京：03-5577-5113 / 大阪：06-6232-8797  
〔平日〕9時～20時 〔土日〕9時～18時